

後見制度支援預金規定

株式会社富山銀行

後見制度支援預金（以下、「この預金」という）は、預金者の財産を保護することを目的とし、普通預金規定の定めるところに加え、以下の規定によりお取扱いいたします。

1. (利用対象者)

- (1) この預金は、預金者の成年後見人または未成年後見人（以下、「後見人」という）に対し、家庭裁判所が指示書を発行する場合に限り、利用できるものとします。
- (2) この預金に関する一切の法律行為は、別途届け出る預金者の後見人が行うものとします。
- (3) この預金の利用を開始する場合は、当行所定の手数料を当行に支払うとともに、指示書に記載された預入金を申込口座に入金するものとします。
- (4) 前項の支払または入金がない場合は、当行はこの預金の申込みを承諾しない場合があります。
- (5) 後見人は、預金者のため必要が生じた場合、家庭裁判所に対し、必要な金銭および理由を記載した指示書の発行を求めるものとします。
- (6) 後見人は、預金者のためにこの預金を利用するにあたり、家庭裁判所の指示・監督に適切に従うものとします。

2. (預金種類)

普通預金（決済用普通預金を含む）

3. (お申込み・ご利用について)

- (1) 富山県内の全店舗でお取扱いいたします。
すでに被後見人の方のお取引がある場合、お申込みはお取引店に限ります。
- (2) 家庭裁判所の発行した指示書に基づき、お申込み・ご利用いただけます。

4. (取引方法に係る特約)

- (1) この預金は、後見人が指示書を添付のうえ当行所定の手続きを行う場合に限り、次の各号に掲げる取引を行うものとします。
 - ①この預金口座からの払戻し
 - ②この預金口座への追加の預入れ
 - ③この預金口座からの定額自動送金の設定および変更
 - ④この預金口座の解約

- (2) 前項の規定にかかわらず、指示書に記載された有効期限の経過、その他の合理的な事情がある場合は、取引をお断りすることがあります。

5. (各種お取引の制限)

この預金は、次の各号に掲げるお取引のご利用はできません。

- ①キャッシュカードの発行
- ②ATMのご利用
- ③インターネットバンキングのご利用
- ④この預金口座からの各種料金等の自動支払および給与・年金・配当金等の自動受取のご利用
- ⑤マル優制度のご利用
- ⑥インターネット口座のご利用
- ⑦総合口座のご利用
- ⑧投資信託や公共債（特定口座）等の資金決済口座としてのご利用
- ⑨口座開設店以外での入出金取引

6. (届出事項に変更等があった場合の取扱い)

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者が当行にただちに連絡のうえ、所定の手続きを行うものとします。この手続きが遅れたために生じた損害については当行は責任を負いません。

	事 由	届け出る者
①	通帳または届出の印章の喪失	後見人
②	預金者の住所、その他の届出事項の変更	後見人
③	後見人の選任および資格喪失	後見人
④	後見人の印章、住所その他の届出事項の変更	後見人
⑤	預金者の死亡の事実	後見人または預金者の相続人
⑥	預金者の後見開始取消審判の確定	預金者または後見人
⑦	預金者が未成年であった場合、成年となった事実	預金者

7. (解約について)

- (1) この預金契約を解約する場合は、指示書とともに通帳を持参のうえ、口座開設店に申出てください。

ただし、次に該当する場合には、指示書を提出する必要はありません。

- ①預金者が死亡した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき

- (2) 次の各号に該当する場合には、当行は本預金契約を解約できるものとします。なお、本項による解約を行った場合、解約事由とともに家庭裁判所に報告させていただくこ

とがあります。

- ①預金者が死亡した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき
- ②この預金口座の残高が第4条第1項に定める1回の定額自動送金の金額に満たない場合
- ③普通預金規定第14条に定める預金の解約を行う場合
- ④法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合

8. (適用条項)

- (1) この規定に定めのない事項については、普通預金規定が適用されるものとします。
- (2) この規定と普通預金規定が抵触する場合には、この規定が優先して適用されるものとします。
- (3) この規定および普通預金規定に定めのない事項が発生した場合は、当行と協議のうえ決定します。

9. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変化、その他当行が相当の事由があると認める場合に、変更できるものとします。
- (2) また、この変更については、規定変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、ホームページでの告知その他相当の方法で周知します。

以 上